

## 令和6年度第2回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和6年8月9日（金）14時00分～15時30分  
場 所：徳島県職員会館 視聴覚室  
議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議  
「(仮称) ドラッグストアモリ土成店」の新設届出  
「(仮称) ドラッグストアモリ小松島市芝生町店」の新設届出  
「ドラッグコスモス西新浜町店」の新設届出  
出席委員：名田委員、兵頭委員、吉田委員、岡部委員、藤代委員、瀧川委員  
県出席者：(事務局) 経済産業部 企業支援課  
(大規模小売店舗立地連絡会員) 関係各課

### ■議題1

#### 「(仮称) ドラッグストアモリ土成店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：出入口は店舗北側の県道のみか。

事務局：そのような計画となっている。

委 員：通行量が少ないから右折入庫でも大丈夫ではないかとの話であったが、今後周辺地域が発展した場合、影響が懸念される。店舗西側の市道からの出入口は検討しなかったのか。

事務局：交差点に近すぎると南からの車両は事故の原因になったりする。市道に関してはそれほど幅が広くないところもある。

委 員：高校、幼稚園等が店舗南側にあり、市道を利用している人もいる。南側から来る人がわざわざ県道まで出て入店しないといけない。西側に出入口があった方が地域住民にとっては利用しやすい面もある。

事務局：近くに学校等がある場合は、西側に出入口がない方が安全かもしれない。

委 員：照明はどこにつくのか。

事務局：届出の段階では決まっていない。

委 員：メインの交差点と出入口が結構近い。滞留長があると出入りが出来なくなったりする場合もあるのではないか。

事務局：通常の通行量であれば、問題ないと思われる。出庫等についても特に問題ないと思われる。

委員：騒音の調査場所が4カ所ある。住居に一番近い東南側で測定していないが、車両走行音を考慮してのことか。

事務局：東側に関しては、B地点のところが一番車両の影響が大きい。騒音源の関係で南側はC地点の場所を選んでいるものと考えている。

委員：近所から苦情があれば、真摯に対応いただきたい。

委員：身障者用駐車場から店舗入り口の間に駐輪場があるため、身障者用駐車場を利用する人は場内の車道を通って店内に入るようになる。身障者用駐車場を利用する人が安全に店舗に入るための配慮が必要ではないか。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の3つの意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ①騒音に関する苦情があれば、真摯に対応いただきたい
- ②照明の設置に関して、周辺に光害が出ないように留意いただきたい
- ③身障者用駐車場から入店する場合には、入り口との間に駐輪場があるため、安全対策について配慮いただきたい

→意見なしで終了

## ■議題2

### 「(仮称)ドラッグストアモリ小松島市芝生町店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：駐車需要について、ピーク時の駐車台数は設置台数を上回るのではないか。

事務局：指針で求められている必要台数は満たしている。繁忙期等混雑する場合は従業員用駐車場も利用出来るかと思われる。

委員：小松島市からの意見にも緊急車両とあり、最初から開放するのが前提であれば駐車台数に余裕を持たせるようにした方が、良いのではないか。

事務局：開店時等の繁忙期以外はそこまで来ないのではないかと思います。

委員：繁忙期等は警備員を配備するのが一般的か。

事務局：出入口のみならず場内でも交通整理員を配置することはあるかと思う。

委員：地元から意見が出ているが、この店舗の出店により周辺の市道に影響出ないか。

事務局：地元の人以外使わないと思われる市道もあり、それほど影響はないと思われる。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の2つの意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ①ピーク時に駐車場不足になった場合には、その対応をお願いしたい
- ②照明の設置に関して、周辺に光害が出ないように留意いただきたい

→意見なしで終了

### ■議題3

#### 「ドラッグコスモス西新浜町店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：駐輪場の設置台数を見ると、自転車での来店需要が見込まれるようだが、安全性に対する配慮はどのようになっているのか。動線的に駐輪場が奥にあるので、場内の錯綜等注意する必要がある。

事務局：繁忙期等は場内の交通整理員を配置する等の対応は考えていると聞いている。

委員：廃棄物保管施設は室内なのか。店内への導線はどうになっているのか。

事務局：風除室の方から入ると思われる。

委員：指針で求められている必要駐車台数よりもはるかに駐車場台数が多い。無駄に駐車場を作るよりは緑地等作った方が地域のためになるのではないか。

事務局：繁忙期等は駐車場がたくさんある方が良いと思うが、設置者側にそのような意見があった旨は伝えたい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の2つの意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ①駐輪場が駐車場の奥にあるため、自転車での来客に対する安全に配慮願いたい
- ②駐車場の間のスペースに緑地帯を設置するなど、地域のために利用していただきたい

→意見なしで終了